

愛知淑徳大学グローバル・コミュニケーション学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学グローバル・コミュニケーション学部（以下「学部」という。）が愛知淑徳大学学則第2条に則り、次に掲げる基本理念及び目的を達成するため、教育課程、授業、研究指導等及び運営について、学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(1) 学部は、大学理念である「違いを共に生きる」のもと、英語対話力と幅広い国際教養を備え、文化や価値観の異なる人々と協力することにより、人、地域、世界の架け橋となる「地球市民」の養成を基本理念とする。

2 学部は、この理念を実現するため、英語運用能力及び英語コミュニケーション能力の育成と、幅広い教養を身につけるために必要となる理論的、実践的な教育研究活動を行う。これにより、地球市民として活躍できる人材を養成することを目的とする。

3 この規程に定めるもののほか、学部の教育課程等に関し、必要な事項は、学部教授会（以下「教授会」という。）の定めるところによる。

4 この規程に定めるもののほか、グローバル・コミュニケーション学科の教育に関し必要な事項は、学科会議の定めるところによる。

(教員編制)

第2条 学部は、第1条に掲げる基本理念及び目的を達するため、教育課程、授業、研究指導及び運営等の必要性に基づき、年齢構成を考慮しつつ、以下の要件を備えた教員により編制する。

(1) 学部の教員となる者は、人格、高い倫理観、識見、研究上の業績、大学の教育及び運営を担う能力、学会及び社会における活動実績並びに職務遂行能力等について、大学教員たるに適する条件を備えていること。

(2) 学部の教員となる者は、学部の基本理念及び目的を共有し実践するために、人間と社会に対する深い洞察力とグローバルな視点を持ち、学部の研究教育活動に関わる領域を幅広く理解しようとする事。

(3) 学部の教員となる者は、学生指導、学部運営に当たっては、学部の教育課程編成の基本方針を尊重し、協働しようとする事。

(教授会)

第3条 教授会の組織及び運営に関しては、教授会規程に定める。

(教育課程)

第4条 学部の授業科目及びその単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

(履修条件)

第5条 学部の授業科目の履修については、別表第1に定めるもののほか、学部の定めるところによる。

(編入学及び再入学学生の既修得単位の認定)

第6条 編入学及び再入学による学生の本学入学前に修得した単位の認定については、編入学規程及び再入学規程の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定)

第7条 学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位並びに本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

2 前項による単位の認定方法については、教授会の定めるところによる。

(外国の大学又は短期大学における修得単位の認定)

第8条 学生が外国の大学又は短期大学に留学することによって修得した単位の認定については、留学生派遣規程の定めるところによる。

(授業科目の履修登録)

第9条 学生は、毎学期の始めにおいて、その学期に履修しようとする授業科目を登録するものとする。

2 前項により登録することができる授業科目の単位数の合計は、別表第2に定める単位数を超えないものとする。ただし、教授会が成績優秀と認めた者は、学期毎に別表第2に定める単位数に4を加えた単位数まで登録することができる。

3 その他授業科目の履修に関し必要な事項は、履修及び試験規程の定めるところによる。

(所属学部の変更)

第10条 所属学部の変更を志願する者は、所属する学部の長を通じて、志願する学部の長に願い出るものとする。

2 所属学部の変更は、志望する学部において選考の上、学長が当該議案についての決定をおこなう。

3 その他所属学部の変更に関し必要な事項は、教授会の定めるところによる。

(卒業の要件)

第11条 学部を卒業するためには、大学に4年以上在学し、必修科目と選択科目とを合わせて124単位以上を修得しなければならない。

2 開設科目は、全学共通履修科目と専門教育科目とに分け、全学共通履修科目は違いを共に生きる科目、A I・データサイエンス科目、アクティブラーニング科目及びスキル科目からなるものとする。

3 第1項において定める修得単位には、違いを共に生きる科目・A I・データサイエンス科目6単位以上、アクティブラーニング科目4単位以上、言語活用科目(英語)・言語活用科目(初めての外国語)4単位以上及び専門教育科目95単位以上を含むものとする。

4 他学部・他学科開放科目、星が丘キャンパスモデル開放科目、愛知学長懇話会単位互換科目及び放送大学単位互換科目を履修することにより修得した単位は、卒業要件となる単位として認定することができる。

(副専攻プログラム)

第12条 学部の各専攻が開講する科目のうち、別表第3に掲げるものを副専攻プログラムと称する。

2 他の学部又は他の学科に在籍する学生が、前項に定める副専攻プログラム科目を履修して40単位以上を修得し、さらに該当する学部の定める条件を満たした場合は、副専攻プログラムを修了したことを認定するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経た学部長の上申により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第4項については、令和2年度以降入学者から適用し、平成31年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第3項については、令和4年度以降入学者から適用し、令和3年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第2項および第3項については、令和6年度以降入学者から適用し、令和5年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第2項および第3項については、令和7年度以降入学者から適用し、令和6年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第2項および第3項については、令和8年度以降入学者から適用し、令和7年度までに入学した者については、なお従前の例による。

2026グローバル・コミュニケーション学部（別表1）

2026グローバル・コミュニケーション学部（別表第2図挿入）

2026グローバル・コミュニケーション学部（別表第3）